

第1回財産状況報告集会における破産管財人の報告書要旨

第1 破産手続開始申立てに至った事情と開始決定

破産者は、破産手続開始申立前に労働者派遣事業を営んでおり、雇用する派遣従業員を主に派遣先が営むコールセンター業務に従事させて、派遣料収入を得ていた。

破産者は、運転資金が不足した際に関係会社間で相互に金銭の貸借を行っていたが、破産者からコロナ影響を強く受けた関係会社に対する貸付額の増加する一方となり、破産者の運転資金が枯渇するに至った。破産者は、社会保険料を滞納し、令和5年8月に年金機構から売掛金等に対する差押えを受けて資金繰りが破綻した。その結果、破産者は、令和5年11月10日に東京地方裁判所に対して破産手続開始の申立てを行い、同日、破産手続開始決定を受けて、当職が破産管財人に選任された。

第2 破産手続開始決定後に行った管財業務

1 元従業員等からの問合せ対応、解雇に伴う手続、未払賃金立替払請求手続

破産者及び関連事件の破産者であるマックスアルファ株式会社を併せると元従業員数は2500名を超えた。当職は、多数の元従業員への破産手続に関する情報提供を行うため、破産手続開始日に破産管財人ホームページを立ち上げて、想定される破産手続に関するQ & Aを掲示した。また、破産管財人事務所で電話対応が可能な体制を整えて、毎日数十件以上の問合せに対応した。

当職は、破産手続開始前に退職及び開始時に解雇された破産者の従業員に対して、離職票の発行等、解雇に伴う労務関係の対応を行った。

また、当職は、破産者の元従業員について未払賃金立替払請求に関する手続を行った。未払賃金立替払請求書を作成のうえ、順次、元従業員に請求書を発送し、元従業員において必要事項を記載した請求書が返送された場合には、当職がそれらの請求書をまとめて労働者健康安全機構に提出した。

2 本社及び支店の明渡し

破産手続開始時に、破産者の拠点が渋谷区（本社）、横浜市、札幌市、福岡市、豊島区、大阪市にあり、福岡に社宅が1件あった。当職は、本集会期日までにこれらの拠点の撤退・明渡しと敷金の回収を行った。

3 資産の換価

破産者については、破産手続開始申立前に大半の労働者派遣契約が終了して派遣料収入が生じなくなったことに加えて、主要な売掛債権が自己信託及び受益権譲渡の対象となっていたため回収可能な売掛金は僅かであった。当職は、回収可能な売掛金合計39万91,900円を回収し、同額を財団に組み入れた。

また、当職は、株式売却と什器備品売却により合計43万6210円を財団に組み入れた。以上の他に、当職は厚生年金保険料等の還付金合計6,719,222円の返金を受けて、同額を財団に組み入れた。

4 破産開始前に行われた社会保険にかかる審査請求の対応

破産者は、運転資金を得るために売掛債権に対する自己信託を設定し、それにより生じる優先受益権を譲渡し、譲渡代金を得ていた。破産手続開始申立前に、年金機構が上記自己信託を設定した売掛債権に対する差押えを行ったのに対し、破産者は差押えの取消を求める審査請求を行っていたことから、当職は、審査請求手続において必要な対応を行う予定である。

5 その他管財業務

当職は、住民税を徴収する市町村に対する対応や破産者について必要な税務申告を行った。

第3 破産財団の状況

- 1 別紙財産目録・収支計算書記載のとおりである。
- 2 破産財団の現在残高は12,404,662円である。

第4 今後の管財業務の方針について

未払貸金立替払請求の手続を継続して行うとともに、関係会社に対する債権等のうち、回収可能なものの回収を図る予定である。

第5 配当の見込みについて

現時点までに交付要求等を受けた財団債権が508,300,949円であるのに対して、破産財団の現在残高は12,404,662円に留まる。

回収未了の関係会社に対する債権等の大部分は民事再生手続中の会社に対する再生債権であり、それらのうち回収可能な債権を回収しても財団債権額を超える財団組入を得る可能性は極めて低いと考えられるため、破産債権者に対する配当は見込めない。

以上

財 産 目 録

(作成日=令和6年4月23日)

資産の部		科目	簿価	現在額	備考
1	現金	0	6,080,966	予納金	
2	預金	65,137,807	0		
3	売掛金	50,345,466	399,190		
4	還付金	0	6,719,922	厚生年金保険料等の還付金。回収済	
5	立替金	1,730,947	0		
6	貸付金	36,551,235	0	関係会社(株)ガネット)に対する債権	
7	未収入金	85,134,482	0	関係会社に対する債権。そのうち10,262,871円はマックスアルファはガネットに対する債権であり、同社の破産手続開始により回収不能。40,023,496円はガネットに対する再生債権	
8	仮払金	1,074,777,796	0	関係会社等に対する債権。そのうち283,318,875円は、マックスアルファ(株)に対する債権であり、同社の破産手続開始により回収不能。150,275,988円はエフ・エフ・アルファに対する再生債権、79,901,980円はガネットに対する再生債権。	
9	貸付金	36,551,235	0	(株)ガネットに対する再生債権	
10	保険解約返戻金	12,293,600	0	回収不能(日本年金機構が差押後に回収)	
11	預け金	759,840	0		
12	敷金保証金	107,430,283	6,590,821	回収済	
13	株式	2,450,000	276,210	マックスアルファ(株)の株式の評価はゼロ。ワールドホールディングス株式は回収済み	
14	出資金	7,240,000	0		
15	什器備品	0	60,000	回収済(PC及びモニタ等)	
	資産合計	1,480,402,691	20,127,109		

負債の部

番号	科目	届出額	評価額	備考
1	財団債権(公租公課)	396,839,589	396,839,589	
2	財団債権(労働債権)	111,087,546	111,087,546	未払給与
3	財団債権(その他)	373,814	373,814	
4	優先的破産債権	22,310,333	22,310,333	解雇予告手当
5	一般破産債権	届出留保	-	
	負債合計	530,611,282	530,611,282	

収支計算書
(令和5年11月10日～令和6年4月23日)

(単位:円)

収入の部				支出の部			
番号	科目	金額	備考	番号	科目	金額	備考
1	現金回収	3,080		1	履行補助者給与	5,261,830	※2
2	預金回収	0		2	書類保管・廃棄料	982,982	※3
3	予納金組入	6,077,886		3	税理士報酬	498,950	
4	債権回収	6,719,922	※1	4	社会保険労務士報酬	110,550	
5	敷金回収	6,590,821		5	人事労務ソフト使用料	17,160	
6	売掛金回収	399,190		6	通信費	45,343	
7	株式等換価	276,210		7	その他管財業務費用	777,436	※4
8	什器売却代金	160,000		8	郵送費	51,925	
9	受取利息	17		9	交通費	25,380	
				10	書類等梱包費用	50,908	
	収入合計	20,227,126			支出合計	7,822,464	

差引残高	12,404,662
------	------------

※1 破産会社の従業員の退職により厚生年金保険の資格を喪失したことに伴い、納付済みの厚生年金保険料等が還付されたものである。

※2 令和5年11月度及び12月度は11名分、令和6年1月度は7名分、同年2月度は6名分、同年3月度は6名分の破産管財人の履行補助者の給与の合計額である。

※3 本社及び支店で保管されていた書類のうち保管を要するものを倉庫に預託し、廃棄すべき書類の溶解処分を委託した費用である。

※4 残高証明書発行料、給与等の振込手数料と税理士報酬の源泉徴収税、書類等梱包費用である。